

平成 29 年度地域医療介護総合確保基金(医療分)個別事業調書

(1) 事業の内容等

| | | |
|--------------------|--|----------------------------------|
| 事業の区分 | 2 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 整理番号 | 10 | |
| 事業名 | 在宅歯科医療連携体制推進事業 | 【総事業費 (計画期間の総額)】 67,625 千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 | |
| 地域医療構想において関連する記述 | 第5章(52頁) 4 在宅医療の充実 (4) 在宅医療の課題・方向性 ①(イ) 訪問歯科診療の充実 | |
| 事業の実施主体 | 大阪府(大阪府歯科医師会に委託) | |
| 事業の期間 | 平成29年4月1日～平成30年3月31日 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、生活の質の向上や誤嚥性肺炎の予防等のため、居宅や施設における口腔ケアの充実、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化が必要。 アウトカム指標： 訪問歯科診療の実施件数の増加9.7%以上(医療施設調査) (平成26年度62,057件から平成29年度68,082件への増加を見込む) | |
| 事業の内容 | ○事業目的 大阪府歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置するとともに、府内各郡市区歯科医師会に在宅歯科ケアステーションを設置できるよう、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の推進を図る。 ○概要 在宅歯科ケアステーション(在宅歯科医療における医科や介護等の分野との連携を図るための窓口)の府内各地域への設置を推進する。 ①在宅歯科医療連携室の設置 在宅医療に携わる歯科医師のための資質維持・向上の研修会、各地域からの情報管理 ②地域における在宅歯科医療の推進 各地区歯科医師会に在宅歯科の相談窓口である在宅歯科ケアステーションを設置 | |
| アウトプット指標 | 在宅歯科ケアステーションの設置個所数(56地区見込み) (現状値：平成28年度40地区) | |
| アウトカムとアウトプットの関連 | 在宅歯科ケアステーションの設置を進め、在宅歯科医療の提供体制を強化することで、訪問診療の実施件数の増加を図る。 | |

| | | | | | | | | | |
|------------|------|---------|---------|--------|---------------------------------------|---|------|--------|---------------------|
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | | (千円) | 基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1) | 公 | (千円) | | |
| | | (A+B+C) | | 67,625 | | | 民 | (千円) | |
| | | 基金 | 国(A) | (千円) | | | | 45,083 | (千円) |
| | | | 都道府県(B) | (千円) | | | | 22,542 | 45,083 |
| | | | 計(A+B) | (千円) | | | | 67,625 | うち受託事業等 (再掲)(注2) |
| その他(C) | (千円) | 0 | (千円) | 45,083 | | | | | |
| 備考(注3) | | | | | | | | | |

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。